

北海道告示第11625号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

その関係図書は、北海道宗谷総合振興局稚内建設管理部に備え置いて、閲覧に供する。

令和5年12月25日

北海道知事 鈴木 直道

- 1 免許の年月日 令和5年12月25日
- 2 免許を受けた者
 - (1) 氏名又は名称 北海道
 - (2) 住 所 札幌市中央区北3条西6丁目
 - (3) 代表者の氏名 北海道知事 鈴木 直道
- 3 埋立区域
 - (1) 位 置 枝幸郡枝幸町山臼7995番2、8055番、8175番及び8185番地先の公有水面
 - (2) 区 域 省略（閲覧図書のとおり）
 - (3) 面 積 741.25㎡
- 4 埋立てに関する工事の施行区域
 - (1) 位 置 枝幸郡枝幸町山臼6534番、8170番、8175番、8185番地内、同番地先の公有水面及び海浜地
 - (2) 区 域 省略（縦覧図書のとおり）
 - (3) 面 積 15,387.62㎡
- 5 埋立地の用途 漁港施設用地